

議案第 1 2 号

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 2 4 年守谷市条例第 1 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年守谷市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする
。

第7条第1号中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える
。

（経営許可の基準）

第5条 市長は、墓地等の経営許可をするときは、経営の永続性、公共性及び
非営利性を確保することができると認めるときでなければ、当該許可をして
はならない。

（経営者の基準）

第6条 墓地等を経営する者（以下「経営者」という。）は、次の各号のいず
れかに該当するものでなければならない。

（1）地方公共団体

（2）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律
第49号）第2条第3号に規定する公益法人であって、かつ、墓地等の経
営を目的として設立され、市内に主たる事務所（同法第7条第1項第2号
の規定により申請書に記載した主たる事務所をいう。）を有し、継続して
5年以上の活動実績を有するもの

（3）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教
法人であって、市内に主たる事務所（同法第52条第1項の規定による設
立の登記を行った主たる事務所をいう。）を有し、継続して5年以上の活
動実績を有するもの

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が規則に定める経営者の基準を満たす
もの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第 1 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、法人の経営実態や地域における活動の継続性を担保し、安定した墓地経営と公平な運用を図るため、守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<u>(経営許可の基準)</u> <u>第5条 市長は、墓地等の経営許可をするときは、経営の永続性、公共性及び非営利性を確保することができる</u> <u>と認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u>	(新設)
<u>(経営者の基準)</u> <u>第6条 墓地等を経営する者（以下「経営者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</u> <u>(1) 地方公共団体</u> <u>(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人であって、かつ、墓地等の経営を目的として設立され、市内に主たる事務所（同法第7条第1項第2号の規定により申請書に記載した主たる事務所をいう。）を有し、継続して5年以上の活動実績を有するもの</u> <u>(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であって、市内に主たる事務所（同法第52条第1項の規定による設立の登記を行った主たる事務所をいう。）を有し、継続して5年以上の活動実績を有するもの</u>	(新設)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が規則に定める

経営者の基準を満たすもの

(経営許可の申請)

第7条 (略)

(変更許可の申請)

第8条 (略)

(廃止許可の申請)

第9条 法第10条第2項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第7条第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 及び(3) (略)

(みなし許可に係る届出)

第10条 (略)

(工事完了届)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

(経営許可の申請)

第5条 (略)

(変更許可の申請)

第6条 (略)

(廃止許可の申請)

第7条 法第10条第2項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 及び(3) (略)

(みなし許可に係る届出)

第8条 (略)

(工事完了届)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)